

短期入所生活介護

【予防短期入所生活介護】

【重要事項説明書】

社会福祉法人 慶宗会



# 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）重要事項説明書

<令和 年 月 日>

## 第1条（施設経営法人）

1. (1) 法人名 社会福祉法人慶宗会
- (2) 法人所在地 奈良県大和郡山市矢田町686番1
- (3) 電話番号 (0743) 58-5787
- (4) 代表者氏名 理事長 山本 宗大
- (5) 設立年月 令和3年4月1日

## 2. 当法人の基本理念

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

## 3. 当施設の運営方針

施設は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って施設サービスを提供し入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、入居者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

## 第2条（ショートステイ千年希望の杜大和郡山の概要）

### 1. 提供できるサービスの種類

短期入所生活介護(予防短期入所生活介護)サービス及び付随するサービス

### 2. 当施設の名称所在地等はおりのとおりとする。

施設名 特別養護老人ホーム 千年希望の杜大和郡山  
所在地 奈良県大和郡山市矢田町 686 番 1  
開設年月日 令和 3 年 4 月 1 日  
電話番号 0 7 4 3 - 5 8 - 5 7 8 7  
FAX番号 0 7 4 3 - 5 8 - 5 7 8 8  
施設長 渡邊 裕輔  
介護保険指定番号 (奈良県指定第 2 9 7 0 3 0 1 8 2 2 号)  
事業所類型 併設型ユニット型個室

### 3. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造4階建て(耐火建築)
- (2) 建物の延べ床面積 2, 6 4 2, 1 m<sup>2</sup>
- (3) 居室 1 2, 5 9 m<sup>2</sup>~1 3, 9 4 m<sup>2</sup>

(4) フロア内訳

1階 : 事務室、厨房

2階 : ユニット型個室 20室 (10人×2ユニット)  
(1ユニット短期入所者専用)

3階 : ユニット型個室 20室 (10人×2ユニット)

4階 : ユニット型個室 20室 (10人×2ユニット)

計6ユニット 60室※ 各ユニットに食堂、居室があります。洗面台は各居室内に備え付けてあります。

(5) 浴室 各ユニットに個人浴室、2階に機械浴室を設けています。

(6) 医務室 3階

4. 当施設の従事者の職種、人員数

施設長	1人
医師 (嘱託)	1人
看護職員	2人以上
介護職員	13人以上
生活相談員	1人以上
機能訓練士	1人以上
管理栄養士	1人以上
介護支援専門員	1人以上
事務職員	1人以上

\*職員数は、上記の配置人数を下回らないものとする。

第3条 (指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 : 1
- (2) ユニットごとの利用定数 : 10名
- (3) 特養本体の空床部屋を利用とする。

第4条 (指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの内容)

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護…各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状態等に応じ、適切な技術をもって行う。利用者の日常生活においてその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な

方法により利用者に入浴の機会の提供に代えることができる。

利用者の心身の状況に応じて適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行う。

おむつを利用せざるを得ない利用者については排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活の行為を適切に支援する。

常時1人以上の介護職員を介護に従事する。

- (2) 食事…栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により必要な支援を行う。

利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

利用者が相互に社会的関係を築くことができるようその思考を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

- (3) 機能訓練…利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (4) 健康管理…看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。

- (5) 相談援助…利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (6) その他のサービス提供…利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに利用者が自立的に行うこれからの活動を支援する。

常に利用者の家族との連携を図るよう努める。教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- (7) 送迎…サービスの実施地域の送迎を行う。

## 第5条（利用料金）

- (1) 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、該当指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは各市町村が発行する負担割合書の割合額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- (2) 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは各市町村が発行す

る負担割合書の割合の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

- (3) 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴取する。

朝食 295円 昼食 650円 夕食 600円

- (4) 滞在に要する費用については、次の金額を徴取する。

ユニット型個室 2,066円/日

- (5) その他の費用

理美容代 カット 実費相当額

電気代 個人でお持ち込みの電化製品については、2品目まで一律月額1500円を徴取する。それ以上の持ち込みについては1品目につき500円を加算する。

- (6) その他、日常生活において日常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴取する。

- (7) 第3項及び第4項の費用について介護保険法施行規則第83条の6〔第97条の4〕の規定により介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、該当認定証に記載されている負担限度額と第3項及び第4項に掲げる費用の額に基づく。

- (8) 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- (9) 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対して該当サービスの内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

- (10) 費用の変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

- (11) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

- (12) 利用予定期間の前にご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更する事ができます。但し、利用予定日の前日18時まで申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として食材料費（自費分）をお支払い頂く場合があります。

またご利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- (13) 次条に定める通常の送迎の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期生活介護〕の送迎を行った場合は、1 km あたり 100 円とする。

#### 第 6 条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、大和郡山市・生駒市・生駒郡・磯城郡・奈良市(鼓阪北・鼓阪・飛鳥・田原柳生・興東・都祁・月ヶ瀬を除く)とする。

#### 第 7 条（身体の拘束等）

当施設は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載する。

#### 第 8 条（褥瘡対策等）

当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### 第 9 条（施設の利用に当たっての留意事項）

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただきます。食費は保険給付外の利用料として位置づけられていますが、同時に施設はご利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ① 面会は原則 9：00～18：00 時までとなっております。時間を厳守しその都度職員に申し出てください。
- ② 消灯時間は 21 時となっております。
- ③ 外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。
- ④ 飲酒は原則として禁止となっております。
- ⑤ 喫煙は原則として禁止となっております。
- ⑥ 火気の取扱いは禁止させていただきます。
- ⑦ 施設内での設備・備品の利用は本来の用法に従ってご利用ください。  
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ⑧ 所持品・備品等の持ち込みは自己の責任で管理してください。

別紙「ご入所時にご用意いただくもの」に基づき居室の家具、床頭台の収容範囲で所持

品をお持ち込みください。

- ⑨ 金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とします。
- ⑩ 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止とします。
- ⑪ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止させていただきます。
- ⑫ 他利用者への迷惑行為は禁止させていただきます。

**(当施設における苦情の受付)**

**(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口**

○苦情受付窓口（担当者）：●●●●●（職務内容：●●●●●）

また苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9：00～18：00

○社会福祉法人慶宗会 苦情処理第3者委員

●● ●● 住所：●●●●●●●●●● 電話番号：●●●●●-●●●-●●●●●

●● ●● 住所：●●●●●●●●●● 電話番号：●●●●●-●●●-●●●●●

**(2) 行政機関その他苦情受付期間**

大和郡山市 介護福祉課	所在地 奈良県大和郡山市北郡山町248-4 電話 0743-53-1151 FAX 0743-53-1049 受付時間 9時～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町302番1 電話 0744-29-8311 FAX 0744-29-8322 受付時間 9時～17時
奈良県健康福祉部 長寿社会課 介護サービス 苦情相談窓口	所在地 奈良県奈良市登大路30 電話 0742-22-1101 FAX 0742-27-3075 受付時間 9時～17時
奈良県運営適正化委員会	所在地 奈良県橿原市大久保町320-11 電話 0744-29-1212 FAX 0744-29-1212 受付時間 9時～17時

**第10条（非常災害対策）**

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を

行う。

- (1) 防火管理者には事業所管理者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。  
火災の発生や地震が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、施設長を委員長とした災害チームを編成し任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 非常災害用設備の使用法の徹底………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### 第11条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- (1) 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。またサービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- (2) 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

#### 第12条（守秘義務及び個人情報の保護）

- (1) 施設職員に対して施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとする。
- (2) 当施設は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (3) 当施設が得た利用者または家族の個人情報については、当施設での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

#### 第13条（その他運営に関する重要事項）

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。
- (2) 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理

の対応、プライバシーポリシーについては施設内に掲示する。

- (3) 介護老人福祉施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人慶宗会理事会において定めるものとする。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

[利用者]

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

[代理人]

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

[代理人]

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

[事業者] 住 所 奈良県大和郡山市矢田町 686 番 1

事業者名 社会福祉法人 慶宗会

事業所名 特別養護老人ホーム千年希望の杜大和郡山

代表者名 理事長 山本 宗大





